

第75回国民体育大会鹿児島大会  
薩摩川内市準備委員会

# 第3回総会参考資料



## 燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市会場地開催基本方針

### 1 基本方針

燃ゆる感動かごしま国体は、人と地域が躍動し、安心と活力のある薩摩川内づくりにつながり、市民が夢と希望を持ち、心に残る大会を目指し、市民総参加のもと、薩摩川内らしさを活かした大会として開催する。

大会の開催にあたっては、簡素・効率化を図りながら、薩摩川内の多彩な魅力を全国に発信する大会を目指す。

この大会の開催を契機として、広くスポーツを普及・振興し、市民の健康増進や体力向上を図るとともに、スポーツを活かした地域づくりを推進する。

### 2 実施目標

#### (1) 市民が夢と希望を持ち心に残る大会

市民が国体開催という目標を共有して総力を結集し、相互の連帯感や郷土意識を高めるとともに、国体後も明るく豊かで力みなぎる薩摩川内づくりにつながる夢と希望のあふれる大会を目指す。

#### (2) スポーツの普及・振興を図る大会

国体を一過性のスポーツイベントに終わらせず、国体開催を契機として、市民の積極的なスポーツ参加の促進やスポーツ水準の向上など、広くスポーツを普及・振興し、市民の健康増進や体力向上を図るとともに、スポーツを活かした地域づくりを推進する。

#### (3) 簡素・効率化を図る大会

近年の経済状況や公益財団法人日本体育協会が進める国体改革の趣旨等を踏まえ、市内の既存施設の有効活用やボランティアスタッフの積極的活用など大会運営の簡素・効率化を図り、人的・財政的負担が過重にならないように配慮する。

#### (4) 薩摩川内の魅力を発信する大会

薩摩川内の素晴らしさを感じることができるよう心のもったおもてなしをするとともに、九州三大河川の川内川や国定公園に指定された甕島の豪壮な海食崖をはじめとする美しく雄大な自然や豊かな食文化、先人より受け継いできた文化や伝統など、薩摩川内の誇れる魅力を余すところなく全国に発信する。

## 燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会会則

### 第1章 総則

#### (名 称)

第1条 この会は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

#### (目 的)

第2条 本会は、燃ゆる感動かごしま国体（薩摩川内市会場地開催分。以下「大会」という。）を開催するために、必要な事業を行うことを目的とする。

#### (事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 大会における実施競技に関すること。
- (3) 競技施設及び関連施設に関すること。
- (4) 大会開催及び運営のための経費に関すること。
- (5) 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業に関すること。

### 第2章 組織

#### (構 成)

第4条 本会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 市の代表者及び役職員
- (2) 市議会を代表する者及び市議会議員
- (3) 関係競技団体、その他関係行政機関・団体の代表者及び役職員
- (4) その他大会の開催準備に関係のある者

#### (役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 30名以内
- (4) 監事 2名以内

(役員を選任)

第6条 会長は、薩摩川内市長をもってあてる。

- 2 副会長及び常任委員は、委員のうちから会長が選任し、総会の承認を得て、これを委嘱する。
- 3 監事は、会長が選任し、総会の承認を得て、これを委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、本会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、助言する。
- 5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

### 第3章 会議

(総会)

第10条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 大会の開催基本方針に関すること。
  - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。

- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
  - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### （常任委員会）

- 第11条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもってあてる。
  - 3 副委員長は、副会長をもってあてる。
  - 4 常任委員会は、必要に応じ会長が招集する。
  - 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
  - 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
  - 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
    - (1) 総会から委任された事項に関すること。
    - (2) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
    - (3) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
    - (4) その他会長が必要と認める事項に関すること。
  - 8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。

#### （専門委員会）

- 第12条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告し、承認を得なければならない。
  - 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を常任委員会に報告する。
  - 4 第8条の規定は、専門委員の任期について準用する。
  - 5 前各項に定めるもののほか、専門委員会に必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

## 第4章 会長の専決処分

### (会長の専決処分)

第13条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を求めなければならない。

## 第5章 事務局

### (事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会計

### (経費)

第15条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

### (予算及び決算)

第16条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 補則

### (委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

1 この会則は、平成28年3月28日から施行する。

2 設立当初の役員の選任は、第6条第2項及び第3項の規定にかかわらず、設立総会の承認を得て、会長が委嘱する。

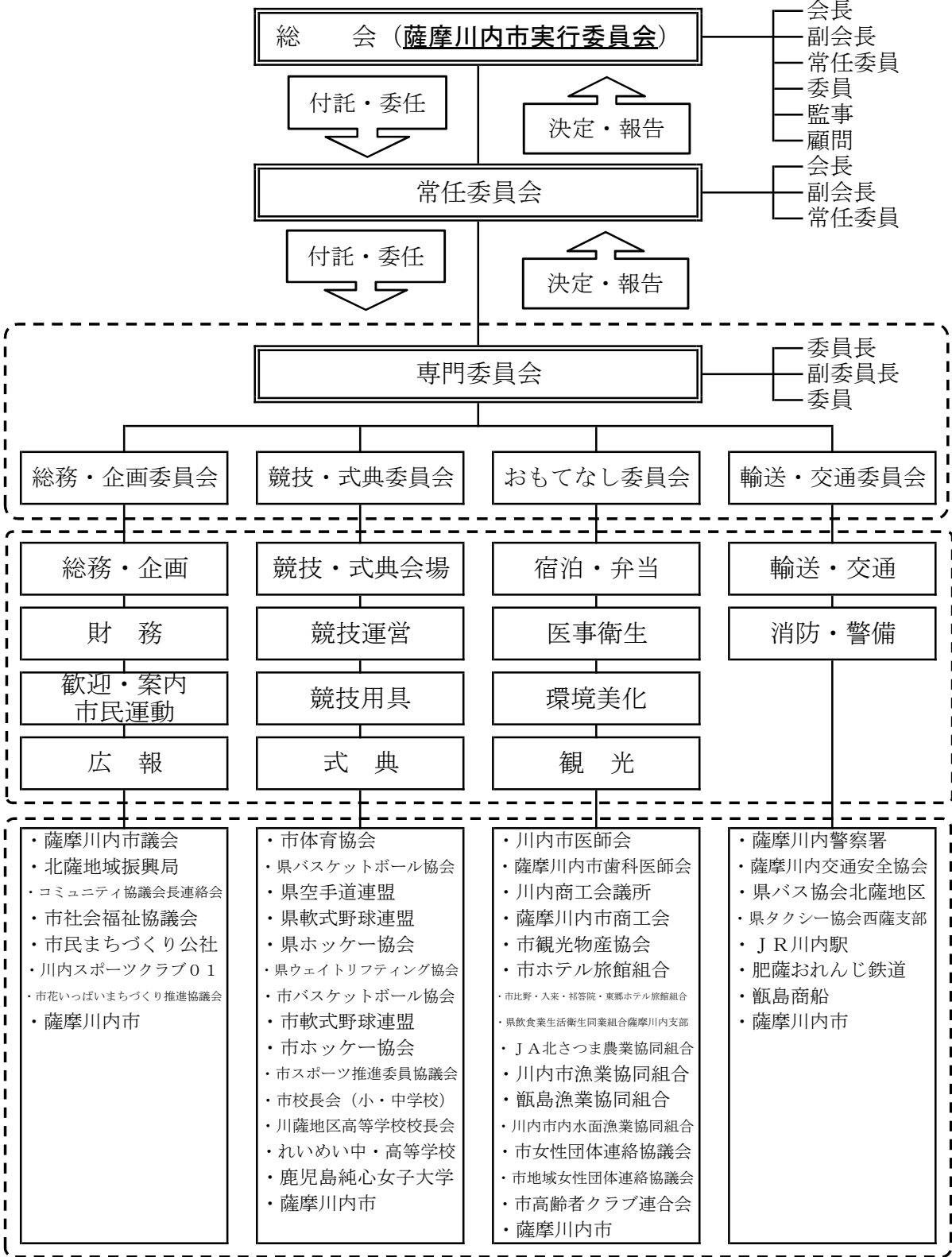
3 第10条第2項の規定にかかわらず、最初に招集される設立総会は、市長が招集する。

4 本会の設立当初の会計年度は、第17条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から翌年3月31日までとする。

## 附 則

- 1 この会則は、平成29年8月22日から施行する。
- 2 この会則施行の際、現に第75回国民体育大会鹿児島大会薩摩川内市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員会である者は、それぞれ燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員会に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則施行の際、現に制定されている第75回国民体育大会鹿児島大会薩摩川内市準備委員会の関係規程等中「第75回国民体育大会鹿児島大会薩摩川内市準備委員会」とあるのは、「燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会」と読み替える。

燃ゆる感動がごしま国体薩摩川内市実行委員会組織図





## 燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会専門委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会会則第12条第5項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役 員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会各専門委員会委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員会以外の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる

(部 会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成28年3月28日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年8月22日から施行する。

2 この規程施行の際、現に第75回国民体育大会鹿児島大会薩摩川内市準備委員会各専門委員会の役員である者は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会各専門委員会の役員とする。

(別表) 第2条関係

名称	付託事項	委任事項
総務 企画 専門 委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <b>事業</b>計画及び基本構想の策定に関すること</li> <li>2 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <b>事業</b>計画及び基本構想の進行管理に関すること</li> <li>2 他の専門委員会に属さない事項に関すること (重要なものを除く)</li> </ol>
競技 式典 専門 委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施競技の企画及び運営に係る計画の策定に関すること</li> <li>2 その他実施競技の企画及び運営に係る重要な事項に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施競技の企画及び運営に関するもののうち、次に掲げるもの (1) 競技用具に関すること (2) リハーサル大会に関すること (3) 競技記録に関すること (4) その他実施競技の企画及び運営に関すること (重要なものを除く)</li> <li>2 競技役員の養成及び編成に関すること</li> </ol>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 式典の基本的事項に関すること</li> <li>2 その他式典に係る重要な事項に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開始式・表彰式の企画及び運営に関すること</li> <li>2 式典音楽の実施に関すること</li> <li>3 式典演技の実施に関すること</li> <li>4 炬火イベントの実施に関すること</li> <li>5 その他式典に関すること (重要なものを除く)</li> </ol>
おもてなし 専門 委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊の基本的事項に関すること</li> <li>2 医事・衛生の基本的事項に関すること</li> <li>3 その他宿泊及び医事・衛生に係る重要な事項に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊に関すること</li> <li>2 標準献立及び食品調達に関すること</li> <li>3 医療救護及び防疫に関すること</li> <li>4 食品衛生及び環境衛生に関すること</li> <li>5 その他宿泊及び医事・衛生に関すること (重要なものを除く)</li> </ol>
輸送 交通 専門 委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送及び交通の基本的事項に関すること</li> <li>2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県外参加者等の輸送に関すること</li> <li>2 競技会場地の輸送に関すること</li> <li>3 その他輸送及び交通に関すること (重要なものを除く)</li> </ol>

## 燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会専門委員会業務一覧

## 1 総務・企画委員会

## (1) 総務・企画関係

No.	事 項	内 容
1	総合計画	① 開催基本計画の策定
2	<b>実行委員会</b>	① <b>市実行委員会</b> の設置及び運営 ② <b>市実行委員会</b> 事務局の運営
3	競技会場	① 競技会場及び練習会場等の調整
4	実施本部	① 競技会実施本部の設置及び運営
5	文科省、日体協、中央競技団体等との連絡調整	① 関係中央競技団体との連絡調整 ② 関係中央競技団体正規視察に対する資料作成及び対応 ③ 文部科学省、日体協総合視察に対する資料作成及び対応
6	県内関係機関・団体等との連絡調整	① 県との連絡調整 ② 関係県競技団体・市体育協会との連絡調整
7	関係機関・団体等に対する協力要請	① 関係機関・団体等の協力に係る連絡調整 ② 関係機関・団体等への協力要請
8	大会役員等	① 大会役員、競技会役員、大会補助員等の編成及び委嘱 ② 大会役員、競技会役員、大会補助員等の委嘱状・案内状・お礼状等の作成並びに配布 ③ 大会役員、競技会役員、大会補助員等必携作成及び配布
9	招待者等	① 招待者の範囲案の作成 ② 招待者名簿の作成 ③ 招待券の配布 ④ 招待者の接待
10	参加章等	① 競技会関係者に対する参加章等の配布 ② 記念章等の作成及び配布 ③ 視察員章及び報道員章の作成及び配布
11	服飾	① 競技会役員・係員・補助員の服飾の調製並びに配布 ② 競技役員・補助員の服飾の調製並びに配布
12	報告書等	① 競技会報告書の作成及び配布 ② 大会報告書作成資料の提供
13	各種会議	① 競技別監督会議の開催
14	その他	① 総務・企画関係に関すること

## (2) 財務関係

No.	事 項	内 容
1	予算編成等	① 大会関係予算の編成、執行及び決算
2	国体募金・企業協賛	① 県が実施する国体募金・企業協賛への協力
3	プログラム販売	① 競技会プログラムの作成及び販売
4	売店	① 売店設置要項の作成 ② 競技会会場内の売店設置に関する指導及び規制
5	標章等	① 標章等の使用許可申請に関する指導
6	その他	① 財務関係に関すること

## (3) 歓迎・案内・市民運動関係

No.	事 項	内 容
1	接待・接遇	① 競技会役員、選手団、視察員等に対する接待計画の策定及び実施 ② 案内所・休憩所の設置及び運営 ③ 接待員及び案内所員の編成並びに研修会の実施
2	歓迎装飾	① 歓迎装飾の設置等
3	資料袋	① 資料袋の配布
4	市民運動	① 市民運動推進計画の策定 ② 市民運動の推進 ③ 市民運動推進のための各種媒体物の作成及び配布
5	ボランティア	① 競技会の運営に係るボランティアの募集及び養成
6	その他	① 歓迎・案内・市民運動関係に関すること

## (4) 広報関係

No.	事 項	内 容
1	広報活動	① 広報計画の策定 ② 県発行各種広報媒体物配布への協力 ③ 各種広報媒体物の作成及び配布 ④ 各種宣伝工作物の設置及び管理 ⑤ 新聞、テレビ、ラジオ等による広告の実施
2	報道対応	① 報道機関との連絡調整 ② 報道機関の取材活動に対する協力
3	記録映画等	① 競技会記録映像の撮影 ② 競技会記録写真の撮影 ③ 県準備（実行）委員会が行う記録写真集作成への協力
4	その他	① 広報関係に関すること

## 2 競技・式典委員会

### (1) 競技・式典会場関係

No.	事 項	内 容
1	会場整備等	① 競技会場及び練習会場の調整 ② 競技会場及び練習会場の仮設施設の整備
2	駐車場	① 駐車場の確保・調整
3	施設概要	① 施設概要の作成及び配布
4	会場管理	① 競技会場の装飾、案内標識の設置等の環境整備 ② 競技会場の運営及び管理 ③ 競技会場美化計画の策定及び実施
5	その他	① 競技・式典会場関係に関すること

### (2) 競技運営関係

No.	事 項	内 容
1	実施要項等	① 競技別実施要項の作成及び配布
2	参加申込み	① 競技別参加申込書の受付、整理及び県との連絡調整
3	競技運営	① 競技の運営
4	競技役員等	① 競技役員及び競技補助員編成原案の作成 ② 競技役員及び競技補助員養成への協力 ③ 競技会係員及び競技会補助員編成並びに養成 ④ 競技役員、競技会補助員、競技会係員及び競技会補助員の委嘱状、お礼状等の作成及び配布 ⑤ 競技役員等必携の作成及び配布
5	プログラム	① 競技別プログラムの作成及び配布
6	競技記録	① 競技記録本部への送信体制の整備 ② 競技別記録の収集及び速報 ③ 記録係員、補助員の編成及び養成 ④ 記録係員必携の作成
7	総合成績	① 競技別成績の得点計算及び順位決定並びに競技記録本部への報告 ② 競技別成績計算係員及び補助員の養成
8	表彰状等	① 競技別表彰状、賞状の作成及び交付
9	競技別リハーサル大会	① 競技別リハーサル大会実施計画の策定 ② 競技別リハーサル大会の実施
10	その他	① 競技運営関係に関すること

(3) 競技用具関係

No.	事 項	内 容
1	競技用具等	① 競技用具の現況調査に関する協力 ② 競技会場及び練習会場の競技用備品の調整 ③ 競技会場及び練習会場の競技用消耗品、運営用備品並びに運営用消耗品の調整
2	その他	① 競技用具関係に関すること

(4) 式典関係

No.	事 項	内 容
1	開・閉会式等	① 競技会表彰式実施要項の作成及び実施 ② 競技会表彰式進行計画の策定 ③ 総合開・閉会式への協力
2	式典演技	① 開・閉会式における式典演技の実施の協力 ② 式典演技出演者の編成及び養成への協力
3	式典音楽	① 競技会表彰式における式典音楽計画の策定及び式典演奏の実施 ② 競技会表彰式における式典音楽隊の編成 ③ 競技会表彰式における式典音楽隊の楽器及び服飾等の調整 ④ 総合開・閉会式における式典音楽隊に関する協力
4	式典放送	① 競技会場内放送計画の策定及び実施 ② 競技会場内の臨時放送施設の整備 ③ アナウンサー等放送係員の選定及び養成
5	大会旗・炬火リレー	① 大会旗・炬火リレー基本計画の策定に関する協力 ② 歓迎式等の企画及び実施 ③ 管内リレー走者の編成 ④ 大会旗・炬火リレーリハーサル大会及び管内練習の実施 ⑤ 管内炬火リレーの実施
6	その他	① 式典関係に関すること

### 3 おもてなし委員会

#### (1) 宿泊・弁当関係

No.	事 項	内 容
1	宿泊施設等実態調査	① <b>県実行委員会</b> が行う宿泊施設等実態調査の実施及び報告 ② 宿泊施設台帳の作成 ③ 宿舍案内図、標識、表示板、料金表等の作成及び配布
2	宿泊・配宿計画等	① 配宿計画の検討・調整 ② 広域配宿の市町村との連絡調整 ③ <b>県実行委員会</b> が行う宿泊への協力 ④ 配宿施設名簿の作成
3	民泊	① 民泊の検討 ② 民泊協力者の調査及び連絡調整
4	標準献立	① 標準献立説明会の開催
5	国体弁当	① 弁当調達計画の策定 ② 弁当の調達及び斡旋
6	その他	① 宿泊・弁当関係に関すること

#### (2) 医事衛生関係

No.	事 項	内 容
1	医事衛生	① 医事衛生計画の策定
2	医療救護	① 医療救護計画等の策定 ② 医療機関との連絡調整 ③ 競技会場、練習会場における救護所の設置及び救急車の配置並びに救護の実施 ④ <b>県実行委員会</b> が行う大会旗、炬火リレーにおける救護の協力
3	食品衛生	① 食品衛生の監視指導の協力 ② 食品衛生説明会の開催 ③ 食品衛生思想の普及・啓発
4	予防・防疫	① 宿泊施設及び食品営業関係者等への予防・防疫の普及・啓発
5	その他	① 医事衛生関係に関すること

(3) 環境美化関係

No.	事 項	内 容
1	環境衛生	① 環境衛生関係営業施設の整備指導の協力 ② 清掃パトロールの実施 ③ 環境衛生思想の普及・啓発
2	環境保全	① 廃棄物減量化、リサイクルの実施
3	その他	① 環境美化関係に関すること

(4) 観光関係

No.	事 項	内 容
1	観光	① 観光賞品の検討 ② 観光及び薩摩川内市紹介パンフレット等の作成及び配布
2	特産品・土産物	① 特産品、土産物の紹介及び展示コーナーの設置
3	接待所・サービスコーナー	① 接待所・サービスコーナーの設置及び運営
4	その他	① 観光関係に関すること



## 4 輸送・交通委員会

### (1) 輸送・交通関係

No.	事 項	内 容
1	輸送計画	① 輸送計画の策定 ② <b>県実行委員会</b> 及び輸送機関との連絡調整
2	大会参加者等輸送	① 大会参加者等の輸送 ② 輸送交通の案内
3	配車・車両借上げ	① 配車計画の策定 ② <b>県実行委員会</b> 及び輸送機関との連絡調整 ③ 車両の借上げ、幹旋及び配車
4	輸送サービス	① 輸送関係機関従事者説明会の開催
5	輸送車両駐車場 管理	① 駐車場の管理及び運営 ② 駐車ステッカーの作成及び配布
6	交通計画・交通規制	① 交通計画の策定 ② 交通案内図の作成及び配布 ③ 交通案内標識等の設置 ④ 交通整理の実施 ⑤ <b>県実行委員会</b> が行う大会旗・炬火リレーの交通整理への協力
7	その他	① 輸送・交通関係に関すること

### (2) 消防・警備関係

No.	事 項	内 容
1	消防防災	① 消防防災計画の策定 ② 消防防災の実施
2	警備	① 警備計画の策定 ② 競技会場等における警備の実施 ③ 警備上必要な資材の整備
3	その他	① 消防・警備関係に関すること